宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく 許可申請等の手引き



第3版

令和7年11月

秋 田 県

<改訂履歴>

版数	改訂日	改訂箇所	改訂内容
第1版	令和7年 5月26日		第1版発行
第2版	令和7年 8月28日	17, 18, 27, 30	・申請提出方法の補足
		35,38ページ	・渓流についての補足
第3版	令和7年11月21日	3, 4, 10, 11, 2	・規制対象行為に関する補足
		0ページ	・申請窓口及び書類提出先フローの
			表記修正、等
			・工事主が法人の場合の提出書類の
			補足

本マニュアルに記載の法令等名は、次のとおり省略しています。

法 宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)

政令 宅地造成及び特定盛土等規制法施行令(昭和37年政令第16号)

省令 宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則(昭和37年建設省令第3号)

条例 秋田県宅地造成等工事許可等手数料徴収条例

(令和7年3月14日秋田県条例第31号)

細則 秋田県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則

(令和7年5月23日秋田県規則第35号)

技術的基準 秋田県における盛土規制法に関する技術的基準(令和7年5月)

~目次~

第1章 宅	E地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可の概要2
1 - 1	宅地造成及び特定盛土等規制法の趣旨 2
1 - 2	許可を要する工事3
1 - 3	届出を要する工事4
1 - 4	その他届出を要する工事等4
1 - 5	許可及び届出を要しない工事等5
1 - 6	宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の指定状況7
1 - 7	規制対象 確認フローチャート8
第2章 討	F可権者・申請窓口等9
2 - 1	許可権者9
2 - 2	申請窓口及び書類提出先10
第3章 Ⅱ	工事の技術的基準及び設計者資格12
3 - 1	宅地造成、特定盛土等に関する工事の技術的基準12
3 - 2	土石の堆積に関する工事の技術的基準13
3 - 3	資格を有する者による設計が必要となる対象工事、設計者資格14
第4章 宅	E地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可申請等15
4 - 1	周辺住民への周知15
4 - 2	宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく許可申請書の作成17
4 - 3	許可申請に必要な書類等19
4 - 4	許可申請手数料22
4 - 5	標準処理期間23
第5章 評	F可後における留意事項24
5 - 1	許可の条件24
5 - 2	標識の掲出25
5 - 3	工事の変更許可申請
5 - 4	軽微な変更に関する届出27
5 - 5	工事の中止に関する届出27
5 - 6	提出部数 27

第6章 核	鈴査・定期報告
6 - 1	中間検査28
6 - 2	定期報告29
6 - 3	完了検査・確認申請30
6 - 4	提出部数30
6 - 5	検査・定期報告時の留意事項30
第7章 申	申請手続きの流れ 32
第8章 笔	^{と地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の届出33}
8 - 1	特定盛土等規制区域における工事に関する届出
8 - 2	標識の掲出34
8 - 3	工事の変更届出34
8 - 4	工事の完了に関する届出34
8 - 5	工事の中止に関する届出35
8 - 6	提出部数35
第9章 そ	その他届出を要する工事等36
9 - 1	区域指定の際に既に行われている工事に関する届出36
9 - 2	擁壁等の全部又は一部の除去工事に関する届出37
9 - 3	公共施設用地の転用に関する届出37
9 - 4	工事の変更届出38
9 - 5	工事の完了に関する届出38
9 - 6	工事の中止に関する届出38
9 - 7	提出部数

第1章 宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可の概要

1-1 宅地造成及び特定盛土等規制法の趣旨

宅地造成及び特定盛土等規制法(通称「盛土規制法」)は盛土等に伴う災害から人命を守るため、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事を許可制(一部届出制)として危険な盛土等を包括的に規制することにより、盛土等に伴う災害を防止し、国民の生命及び財産を保護することを目的として定められています。

なお、本手引き内の用語の定義は、以下のとおりです。

【用語の定義】

用語	定義
宅地	農地、採草放牧地及び森林並びに道路、公園、河川、その他政令(政令第2条及び省令第1条)で、定める公共の用に供する施設の用に供されている土地以外の土地をいう。
農地等	農地、採草放牧地及び森林をいう。
宅地造成	宅地以外の土地を宅地にするために行う盛土その他の土地の形質の変更で政令(政令第3条)で定めるものをいう。
特定盛土等	宅地又は農地等において行う盛土、その他の土地の形質の変更で、当該宅地又は農地等に隣接又は近接する宅地において、災害を発生させるおそれが大きいものとして政令(政令第3条)で定めるものをいう。
土石の堆積	宅地又は農地等において行う土石の堆積で政令(政令第4条)で定めるものをい う。
宅地造成等	宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積。
崖	地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で硬岩盤(風化の著しいものを除く。)以外のものをいう。(政令第1条)
宅地造成等 工事規制区域	基本方針に基づいた基礎調査の結果を踏まえ、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴い災害が生ずるおそれが大きい市街地、若しくは市街地となろうとする土地の区域又は集落の区域であって、宅地造成等に関する工事について規制を行う必要がある区域をいう。
特定盛士等規制区域	基本方針に基づいた基礎調査の結果を踏まえ、宅地造成等工事規制区域以外の土地の区域であって、土地の傾斜度、渓流の位置その他の自然的条件及び周辺地域における土地利用の状況やその他の社会的条件からみて、当該区域内の土地において特定盛土等又は土石の堆積が行われた場合には、これに伴う災害により市街地等区域やその他区域の居住者等の生命又は身体に危害を生ずるおそれが大きいと認められる区域をいう。
擁壁等	政令で定める技術的基準に従い、擁壁、排水施設その他の政令で定める施設をい う。
工事主	宅地造成、特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の請負契約の注文者又は請 負契約によらないで自らその工事をする者をいう。
工事施行者	宅地造成、特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の請負人又は請負契約によ らないで自らその工事をする者をいう。

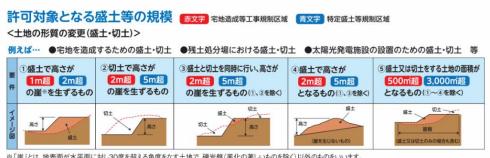
1-2 許可を要する工事

宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域内において行う宅地造成、特定盛土等又は 土石の堆積に関する工事で、下表の規模の工事を行う場合には、法第12条第1項及び第30条 第1項に基づき、秋田県知事の許可が必要となります。 (→具体的な手続きは「第4章 宅地 造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可の申請等」参照)

【許可を要する工事】

区域	行為	規模
宅地造成等工事	宅地造成、	①盛土で、高さが1mを超える崖を生ずるもの
規制区域	特定盛土等	②切土で、高さが 2mを超える崖を生ずるもの
		③切土と盛土を同時に行う場合、盛土の高さが 1m以下であっても、切土と合わせて高さが 2mを超える崖を生ずるもの
		④①、③に該当しない盛土で、高さが2mを超えるもの(崖を生じないもの)
		⑤①~④に該当しない盛土又は切土で、当該盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡を超えるもの(対象厚さ 30cm 超)
	土石の堆積 (注 1)	①高さが2mを超える土石の堆積であって、当該土石の堆積を行う土地の面積が 300 ㎡を超えるもの
		②①に該当しない土石の堆積であって、当該土石の堆積を行う土地の面積が 500㎡を超えるもの (対象厚さ 30cm 超)
特定盛土等規制	特定盛土等	①盛土で、高さが2mを超える崖を生ずるもの
区域		②切土で、高さが5mを超える崖を生ずるもの
		③切土と盛土を同時に行う場合、盛土の高さが2m以下であっても、切土と合わせて高さが5mを超える崖を生ずるもの
		④①、③に該当しない盛土で、高さが 5mを超えるもの (崖を生じないもの)
		⑤①~④に該当しない盛土又は切土で、当該盛土又は切土をする土地の面積が3,000㎡を超えるもの(対象厚さ30cm超)
	土石の堆積 (注 1)	①高さが 5mを超える土石の堆積であって、当該土石の堆積を行う土地の面積が 1,500 ㎡を超えるもの
		②①に該当しない土石の堆積であって、当該土石の堆積を行う土地の面積が3,000㎡を超えるもの(対象厚さ30cm超)

(注1) 土石の堆積の**許可期間は5年以内**となります。(技術的助言より)



%「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のものをいいます。

<一時的な土石の堆積>

例えば… ●十石のストックヤードにおける仮置き 等

要	⑥最大時に堆積する高さが 2m超 5m超	⑦最大時に堆積する面積が
1+	かつ面積が 300m超 1,500m超 となるもの	500㎡超 3,000㎡超 となるもの
イメージ図	現立	直頭

1-3 届出を要する工事

特定盛土等規制区域内において行う特定盛土等又は土石の堆積に関する工事で、下表の規模の工事を行う場合には、法第 27 条第 1 項に基づき、当該工事に着手する 30 日前までに、秋田県知事へ届出を行う必要があります。(ただし、「1-2 許可を要する工事」の規模を超える場合は許可申請が必要となります。)

(⇒具体的な手続きは<u>「第8章 宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の届出」</u>参照)

【届出を要する工事】

区域	行為	規模
特定盛土等規制	特定盛土等	①盛土で、高さが 1mを超える崖を生ずるもの
区域		②切土で、高さが 2mを超える崖を生ずるもの
		③切土と盛土を同時に行う場合、盛土の高さが1m以下であっても、切土と合わせて高さが2mを超える崖を生ずるもの
		④①、③に該当しない盛土で、高さが2mを超えるもの
		⑤①~④に該当しない盛土又は切土で、当該盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡を超えるもの(対象厚さ 30cm 超)
	土石の堆積	①高さが2mを超える土石の堆積であって、当該土石の堆積を行う土地の面積が300㎡を超えるもの
		②①に該当しない土石の堆積であって、当該土石の堆積を行う土地の面積が500㎡を超えるもの(対象厚さ30cm超)

1-4 その他届出を要する工事等

宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域内において、下表に掲げる工事等を実施する場合(現に実施している場合)は、法第21条第1項、第3項及び第4項に基づき、秋田県知事へ届出を行う必要があります。

(⇒具体的な手続きは「第9章 その他届出を要する工事等」参照)

【届出を要する工事等】

対象となる工事等	規模	届出期限
区域指定の際に既に行われている工事	$ \begin{bmatrix} 1-2 $	区域指定があった 日から 21 日以内
擁壁等の全部又は一部の除去工事	擁壁若しくは崖面崩壊防止施設で高さが2mを超えるもの、地表水等を排除するための排水施設又は地滑り抑止ぐい等の全部又は一部を除却する工事	当該工事に着手す る日の14日前まで
公共施設用地の転用	公共施設用地を宅地又は農地に転用したとき	転用した日から 14 日以内

1-5 許可及び届出を要しない工事等

下表に記載する工事については、法令による許可及び届出を要しません。ただし、土地所有者等には土地の保全努力義務が課せられ、盛土等による災害の発生のおそれがある場合には改善命令の対象となります。

【許可及び届出を要しない工事】

区分	定義
公共施設用地 (注1) (法第2条第1項第1 号、政令第2条、省令第 1条各項)	道路、公園、河川、砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道、無軌条電車の用に供する施設、雨水貯留浸透施設、農業用ため池、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第2条第2項に規定する防衛施設、国又は地方公共団体が管理する学校、運動場、緑地、広場、墓地、廃棄物処理施設、水道、下水道、営農飲雑用水施設、水産飲雑用水施設、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林地荒廃防止施設、急傾斜地崩壞防止施設
災害の発生のおそれがないと認められる工事等 (法第12条第1項ただし書、法第27条第1項ただし書、法第30条第1項ただし書、政令第5条第1項各号、政令第27条、政令第29条第1項、省令第8条第1項各号)	・鉱山保安法に基づく鉱物の採取(鉱業上使用する特定施設の設置の工事等) ・鉱業法に基づく鉱物の採取(許可を受けた施業案の実施に係る工事) ・ 採石法に基づく岩石の採取(許可を受けた採取計画に係る工事) ・ 砂利採取法に基づく砂利の採取(許可を受けた採取計画に係る工事) ・ 土地改良法に基づくせ地改良事業(農業用用水排水施設の新設等)等 ・ 火薬類取締法に基づく火薬類の製造施設の周囲に設置する土堤の設置等 ・ 家畜伝染病予防法に基づく家畜の死体等の埋却 ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物の処分等 ・ 土壌汚染対策法に基づく汚染土壌の搬出又は処理等 ・ 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法に基づく廃棄物又は除去土壌の保管又は処分 ・ 森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事 ・ 国、地方公共団体、一定の国みなし法人が非常災害のために必要な応急措置として行う工事 ・ 高さ2m以下かつ面積500㎡超の盛土又は切土(政令第3条第5号の盛土又は切土に限る。)であって、盛土又は切土をする厚さが30cmを超えないものを行う工事 ・ 高さが2mを超える土石の堆積であって、当該土石の堆積を行う土地の面積が300㎡を超えないもの ・ 面積が500㎡を超える土石の堆積であって、当該土石の堆積をする厚さが30cmを超えないもの ・ 工事の施行に付随して行われる土石の堆積(注2)であつて、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場 (注2)であつて、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場 (注2)であつて、当該工事に使用する土
みなし許可となる工事 (法第15条各項、法第 34条各項)	積するもの (注 5) ・国または秋田県と、許可権者である秋田県知事の協議が成立した工事 ・都市計画法第29条第1項又は第2項の許可を受けて行われる工事
その他法の対象外となる行為	・農地及び採草放牧地において行われる通常の営農行為 (注 6)

注1: ただし、公共施設に係る工事で発生した残土や公共施設に係る工事で使用する土砂等により公共施設用地外で盛 土等を行う場合は、許可申請や協議・届出が必要となります。

- 注2:「工事の施行に付随して行われる土石の堆積」とは、主となる本体工事があった上で、当該工事に使用する土石 や当該工事から発生した土石を当該工事現場やその付近に一時的に堆積する場合の土石の堆積で、本体工事に係 る主任技術者(建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 26 条第1項に規定する主任技術者をいう。以下同 じ。)等が本体工事の管理と併せて一体的に管理するものをいいます。
- 注3:「工事の現場」とは、工事が行われている土地を指します。なお、請負契約を伴う工事にあっては、請負契約図書、施工計画書その他の書類に工事の現場として位置付けられた土地(本体の工事が行われている土地から離れた土地を含む。)についても状況に応じて工事の現場として取り扱います。
- 注4:「工事の現場の付近」とは、本体工事に係る主任技術者等が本体の工事現場と一体的な安全管理が可能な範囲として、容易に状況を把握し到達できる工事現場の隣地や隣地に類する土地が該当します。
- 注5: 工事の現場の付近における土石の堆積や、やむを得ず本体工事期間後も継続する土石の堆積については、許可不要となる条件に合致することを客観的に確認できる必要があることから、本体工事現場の管理者等は、管理体制等を記した看板の掲示を行ってください。
- 注6:営農行為の範疇に含まれるか否かについては、所在地の農地担当部局(各市町村の農業委員会事務局等)に対して許可申請前に相談を行ってください。また、概要については秋田県ホームページでも公表しています。

URL: https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/85683

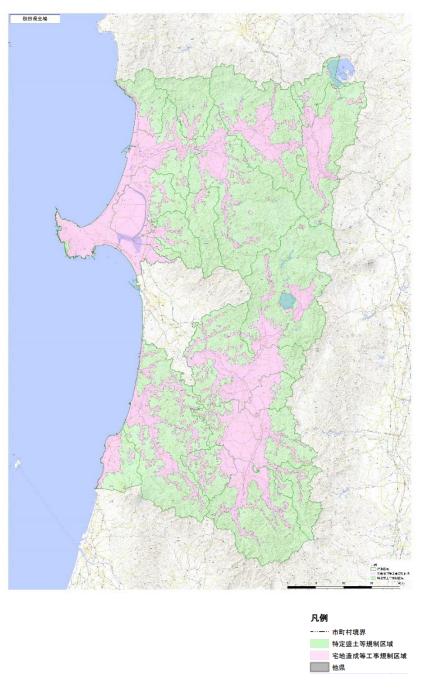
1-6 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の指定状況

秋田県内における宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の指定状況は下図のとおりです。なお、県内の詳細な規制区域図は下記の秋田県ホームページでも公表しています。

○秋田県「宅地造成及び特定盛土等規制法(通称「盛土規制法」)トップページ」

URL: https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/85540

【規制区域の指定状況】(令和7年5月時点)



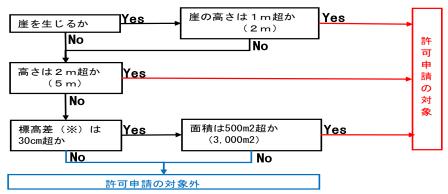
(注1) 秋田市における宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の指定状況は秋田市にご確認ください。

1-7 規制対象 確認フローチャート

- 1. 「宅地造成等工事規制区域」・「特定盛土等規制区域」の指定状況を確認する。
 - → どちらの区域に指定されているかで、規制対象となる高さ・面積が異なりますので注意してく ださい。
- 2. 以下のフローにより対象となるか確認する。

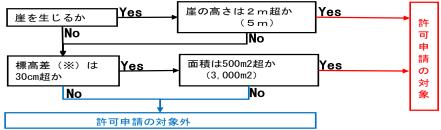
(数値は「宅地造成等工事規制区域」内での基準を示し、括弧内()の数値は「特定盛土等規制区域」内での基準を示している。)

◆盛土◆



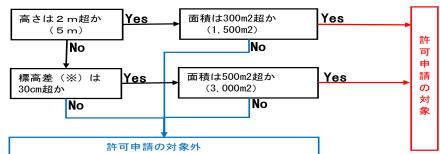
※盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差

◆切土又は盛土と切土を同時に行う場合◆



※盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差

◆土石の堆積◆



※土石の堆積を行う土地の地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高との差

第2章 許可権者・申請窓口等

2-1 許可権者

【法第12条、第30条に基づく許可権者】

秋田県知事

【法第15条第2項に基づく許可権者(みなし許可)】

秋田県知事、鹿角市長、大館市長、北秋田市長、能代市長、潟上市長、男鹿市長、由利本荘市長、にかほ市長、大仙市長、仙北市長、横手市長、湯沢市長

※秋田県知事を除く許可権者は都市計画法第29条第1項又は第2項の許可を移譲している12 市の市長

※秋田市については、許可権者が秋田市長となります。

申請窓口及び書類提出先等については、秋田市都市整備部都市計画課へお問合わせください。

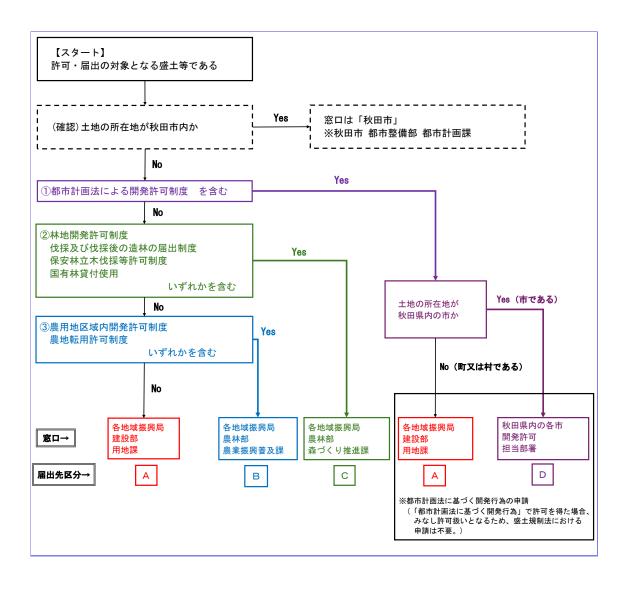
問合窓口 : 秋田市 都市整備部 都市計画課

住 所 : 〒010-8560 秋田市山王一丁目1-1

電話番号 : 018-888-5764

2-2 申請窓口及び書類提出先

本手引きに掲載する各種許可申請、届出等の提出先は下表のとおりです。



(令和7年5月26日現在)

[A],[B]及び[C] 各地域振興局の窓口・申請先				
土地が所在する市町村	管轄する地域振興局 🔻	所在地	▽窓口・申請先・電話番号	
鹿角市、小坂町	鹿角地域振興局	〒018-5201 鹿角市花輪字六月田1	[A]建設部用地課:0186-23-2302 [B]農林部農業振興普及課:0186-23-2123 [C]農林部森づくり推進課:0186-23-2275	
大館市、北秋田市、上小阿仁村	北秋田地域振興局	〒018-3393 北秋田市鷹巣字東中岱76-1	[A]建設部用地課:0186-62-3113 [B]農林部農業振興普及課:0186-62-3950 [C]農林部森づくり推進課:0186-62-1445	
能代市、八峰町、三種町、藤里町	山本地域振興局	〒016-0815 能代市御指南町I-10	【A】建設部用地課:0185-52-6102 【B】農林部農業振興普及課:0185-52-2161 【C】農林部森づくり推進課:0185-52-2181	
男鹿市、潟上市、五城目町、 八郎潟町、井川町、大潟村	秋田地域振興局	〒010-0951 秋田市山王四丁目1-2	[A]建設部用地課:018-860-3452 [B]農林部農業振興普及課:018-860-3371 [C]農林部森づくり推進課:018-860-3381	
由利本荘市、にかほ市	由利地域振興局	〒015-8515 由利本荘市水林366	[A]建設部用地課:0184-22-5437 [B]農林部農業振興普及課:0184-22-7551 [C]農林部森づくり推進課:0184-22-8351	
大仙市、仙北市、美郷町	仙北地域振興局	〒014-0062 大仙市大曲上栄町13-62	[A]建設部用地課:0187-63-3116 [B]農林部農業振興普及課:0187-63-6111 [C]農林部森づくり推進課:0187-63-8351	
横手市	平鹿地域振興局	〒013-8502 横手市旭川一丁目3-41	[A]建設部用地課:0182-32-6208 [B]農林部農業振興普及課:0182-32-9501 [C]農林部森づくり推進課:0182-32-5117	
湯沢市、羽後町、東成瀬村	雄勝地域振興局	〒012-0857 湯沢市千石町二丁目I-10	[A]建設部用地課:0183-73-6165 [B]農林部農業振興普及課:0183-73-5180 [C]農林部森づくり推進課:0183-73-5112	

【D】各市の開発許可担当窓口・I	申請先		
土地が所在する市町村	市の窓口	所在地 ▼	電話番号
鹿角市	建設部都市整備課 計画管理班	〒018-8292 鹿角市花輪字荒田4-1	0186-30-0261
大館市	建設部都市計画課 都市整備係	〒018-5792 大館市比内町扇田字新大堤下93-6	0186-43-7082
北秋田市	建設部建設課 都市計画住宅係	〒018-4392 北秋田市米内沢字七曲23	0186-72-5246
能代市	都市整備部都市整備 課公園·都市整備係	〒016-8501 能代市上町I-3	0185-89-2197
潟上市	建設部都市建設課 都市計画班	〒010-0201 潟上市天王字棒沼台226-1	018-853-5337
男鹿市	産業建設部建設課 都市計画班	〒010-0595 男鹿市船川港船川字泉台66-1	0185-24-9146
由利本荘市	建設部都市計画課 都市整備班	〒015-8501 由利本荘市美倉町27-2	0184-24-6332
にかほ市	農林水産建設部建設課	〒018-0311 にかほ市金浦字花潟93-1	0184-38-4307
大仙市	建設部都市管理課	〒014-8601 大仙市大曲日の出町2丁目8-4	0187-63-4908
仙北市	建設部建設課 都市計画係	〒014-0392 仙北市角館町中菅沢81-8	0187-43-2295
横手市	建設部都市計画課計画係	〒013-8502 横手市旭川一丁目3-41(秋田県平 鹿地域振興局内)	0182-32-2408
湯沢市	建設部都市計画課	〒012-8501 湯沢市佐竹町I-I	0183-73-2156

※秋田市については、秋田市都市整備部都市計画課へお問合わせください。

問合窓口 : 秋田市 都市整備部 都市計画課

住 所 : 7010-8560 秋田市山王一丁目1-1

電話番号 : 018-888-5764

第3章 工事の技術的基準及び設計者資格

秋田県の技術的基準は「宅地造成及び特定盛土等規制法」「宅地造成及び特定盛土等規制法施行令」「宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則」「盛土等防災マニュアル」「盛土等防災マニュアルの解説」に基づき審査を行います。また、その他の規定として、下記ホームページで公表している「秋田県における盛土規制法に関する技術的基準」を適用するものとします。許可にあたっては、これらの法令等に適合するよう、設計施工を行ってください。

○秋田県「宅地造成及び特定盛土等規制法(通称「盛土規制法」)トップページ」

URL: https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/85540

3-1 宅地造成、特定盛土等に関する工事の技術的基準

宅地造成、特定盛土等に関する工事の技術的基準の内容は下表のとおりです。

【宅地造成、特定盛土等に関する工事の技術的基準】

(法第13条第1項、法第31条第1項、政令第7条~第18条、第20条)

技術的基準	政令	内 容
	第7条第1項第1号	盛土後の地盤に雨水その他の排水又は地下水の浸透に よる緩み、沈下、崩壊又は滑りに対する措置について
	第7条第1項第2号	著しく傾斜している土地に盛土をする場合の滑り対策 (段切りその他の措置) について
地盤について講ずる措置	第7条第2項第1号	盛土又は切土により生じる崖の上端の地盤面における 雨水その他の地表水に対する措置について
に関するもの	第7条第2項第2号	山間部における河川の流水が継続している土地その他 の省令第12条各号の土地において、高さ15mを超え る盛土の地盤の安定の保持の確認(土質検査等又は試 験に基づく地盤の安定計算)について
	第7条第2項第2号	切土をした後の地盤に滑りやすい土質の層がある場合 の滑り対策(地滑り抑止ぐい等の設置、土の置換えそ の他の措置)について
	第8条	擁壁の設置が必要な崖面について
擁壁の設置に関するもの	第9条~第13条	擁壁の構造について(鉄筋コンクリート造、無筋コンク リート造、練積み造)
	第17条	国土交通大臣認定による特殊材料又は構法の擁壁について(注1)
崖面崩壊防止施設の設置	第14条第1項第1号	崖面崩壊防止施設の設置が必要な場合について
に関するもの	第14条第1項第2号	崖面崩壊防止施設の構造について
崖面及びその他の地表面 について講ずる措置に関	第 15 条第 1 項	擁壁で覆われない崖面の風化等による浸食からの保護 について (石張り、芝張り、モルタルの吹付け等)
するもの	第 15 条第 2 項	地表面の雨水その他地表水からの浸食からの保護について (植栽、芝張り、板柵工等)
排水施設の設置に関するもの	第16条	排水施設の構造、機能について

注1)国土交通大臣による認定擁壁一覧の詳細は、国土交通省ホームページで公表されています。

https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_tobou_tk_000060.html

3-2 土石の堆積に関する工事の技術的基準

土石の堆積に関する工事の技術的基準の内容は下表のとおりです。

なお、説明は前ページ掲載のホームページにより確認願います。

【土石の堆積に関する工事の技術的基準】

(法第13条第1項、法第31条第1項、政令第19条、第20条)

技術的基準	政令	内 容
	第19条第1項 第1号	勾配の制限について(勾配 1/10 以下)
	第19条第1項 第2号	地表水等による地盤の緩み、沈下、崩壊又は滑りに対する措置について
土石の堆積に伴	第19条第1項 第3号	堆積した土石の周囲に設ける空地について
い、必要となる措 置に関するもの	第19条第1項 第4号	堆積した土石の周囲に設ける柵について
	第19条第1項 第5号	雨水その他の地表水による堆積した土石の崩壊に対する措置につい て
	第19条第2項	堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板を設置することその他の措置を講ずる場合における第19条第1項第3号及び第4号の適用除外について

3-3 資格を有する者による設計が必要となる対象工事、設計者資格

- (1) **対象工事**(法第13条第2項、政令第21条)
 - ・高さが5mを超える擁壁の設置
 - ・盛土又は切土をする土地の面積が 1,500 ㎡を超える土地における排水施設の設置
- (2) **設計者資格**(法第13条第2項、政令第22条、省令第35条、建設省告示第1005号)

上記(1)の工事については、下記の①から⑤のいずれかに該当する者の設計によらなければなりません。

- ① 学校校教育法による大学(短期大学を除く。)又は旧大学令による大学において、正規の土木 又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して2年以上の実務の経 験を有する者
- ② 学校教育法による短期大学において、正規の土木又は建築に関する修業年限3年の課程(夜間において授業を行うものを除く。)を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して3年以上の実務の経験を有する者
- ③ ②に該当する者を除き、学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令による専門学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して4年以上の実務の経験を有する者
- ④ 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令による中等学校において、 正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して7年以上 の実務の経験を有する者
- ⑤ 国土交通大臣が①から④のいずれかに該当する者と同等以上の知識及び経験を有する者である と認めた者(以下、ア〜オのとおり。)
 - ア 学校教育法による大学(短期大学を除く。)の大学院若しくは専攻科又は旧大学令による大学院若しくは研究科に1年以上在学して、土木又は建築に関する事項を専攻した後、土木又は建築の技術に関して1年以上の実務の経験を有する者
 - イ 技術士法による第二次試験のうち、技術部門を建設部門、農業部門(選択科目を「農業農村工学」とするものに限る。)、森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)又は水産部門(選択科目を「水産土木」とするものに限る。)とするものに合格した者(技術士法施行規則の一部を改正する省令(平成十五年文部科学省令第三十六号)の施行の際現に技術士法による第二次試験のうちで技術部門を林業部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)とするものに合格した者及び技術士法施行規則の一部を改正する省令(平成二十九年文部科学省令第四十五号)の施行の際現に技術士法による第二次試験のうちで技術部門を農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る。)とするものに合格した者を含む。)
 - ウ 建築士法による一級建築士の資格を有する者
 - エ 土木又は建築の技術に関して 10 年以上の実務の経験を有する者で都市計画法施行規則第 19 条第 1 号トに規定する講習を修了した者
 - オ アからエのいずれかに該当する者のほか、国土交通大臣が省令第35条第1号に掲げる者と 同等以上の知識及び経験を有すると認める者

第4章 宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可申請等

4-1 周辺住民への周知

許可申請を行うこととなった場合に、工事主は当該工事を行う土地の周辺地域の住民に対し、 下表に掲げるいずれかの方法により、当該工事の内容を周知させるため必要な措置を講ずる必要 があります。なお、周知が必要となる周辺住民の範囲の考え方、周知する工事の具体的内容は以 下に掲載する表のとおりです。

※ 周辺住民とのトラブル防止の観点から、十分な説明を行うと共に、必要に応じて、影響が 大きい隣接地等の住民に対して個別に説明を行う等、工事に対して理解が得られるよう努め てください。

【周辺住民への周知の方法】

	方法
1	説明会の開催
2	工事内容を記載した書面の配布
3	工事内容の掲示及びインターネットを利用した閲覧

※ただし、以下の場合は説明会の開催が必須となりますので御注意ください。

- ・以下の①~③の土地において、高さが 15m を超える盛土を行う場合
- ①山間部における、河川の流水が継続して存する土地
- ②山間部における、地形、草木の生茂の状況その他の状況が①の土地に類する状況を呈している土地
- ③①、②の土地及びその周辺の土地の地形から想定される集水地域にあって、雨水その他の地表水が集中し、又は地下水が湧出するおそれが大きい土地

【周辺住民の範囲の考え方】

盛土の区分	住民への周知を行う範囲の考え方	参考図
①平地盛土②切土③土石の堆積	・盛士等(切土)の境界(法尻) から盛士等(切土)の最大高さ hに対して水平距離2h以内の範 囲(参考図Lの範囲) ・盛士等を行う土地の隣接地 ・盛士等を行う土地の境界から水 平距離数10メートル程度の範 囲 ・盛士等を行う土地が属する自治 会等の範囲	法尻からの水平距離 L≦2h
腹付け盛土	・盛土のり肩までの高さ h に対して、盛土のり肩から下方の水平距離 5h 以内の範囲(※参考図 I の範囲) ・盛土を行う土地の境界から下流方向に水平距離 50 メートル〜数百メートル程度の範囲 ・上記範囲の中にその全部または一部が含まれる自治会等の範囲	のり肩から下方の水平距離 ! I≦5 h

盛土の区分	住民への周知を行う範囲の考え方	参考図
①省令第6条第1 項において住民 への周知方法を 規定する渓流等 における高さ15 メートルを超え る盛土	・下流の渓床勾配が2度以上の範囲(※参考図)・上記範囲の中にその全部または一部が含まれる自治会等の範囲	
②渓流等における盛土(①を除く) ③谷埋め盛土 (①及び②を除く)		渓床勾配2度以上の範囲
④腹付け盛土の うち、参考図 I の範囲に渓流等 の渓床が存在す るもの(①及び ②を除く)		

【周知する工事の具体的内容】

宅地造成、特定盛土等	土石の堆積		
①工事主の氏名又は名称 ②工事が施行される土地	2の所在地 ③工事施行者の氏名又は名称		
④工事の着手予定日及び完了予定日			
⑤盛土又は切土の高さ	⑤土石の堆積の最大堆積高さ		
⑥盛土又は切土をする土地の面積	⑥土石の堆積を行う土地の面積		
⑦盛土又は切土の土量	⑦土石の堆積の最大堆積土量		

4-2 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく許可申請書の作成

周辺住民への周知措置完了後、次の留意点を参照のうえ許可申請書を作成し、下表の提出部数を申請窓口へ提出してください。なお、申請内容について各窓口へ事前にご連絡のうえ、電子メールによる提出も可能とします。その際は、提出先メールアドレスを各申請窓口担当者へご確認ください。(電子メールの場合は提出部数は1部)

【申請書提出部数】

区分	提出部数
正本	1部
副本	2部
合計	3部

宅地造成等に関する工事の許可申請書(規則様式第二、第四)作成にあたっての留意点

①盛土等を行う区域が法第12条第1項の規定による宅地造成等工事規制区域内の行為であるか、法第30条第1項の規定による特定盛土等規制区域内の行為であるかを次の秋田県ホームページの規制区域図から確認し、該当する条文に○をつけるか、該当しない条文を取り消し線で消してください。

○秋田県「宅地造成及び特定盛土等規制法(通称「盛土規制法」)トップページ」

URL: https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/85540

②「申請者」

- ・工事主の氏名を記入してください。
- ・工事等で発生した残土を残土処分場等へ持ち込む場合、<u>当該残土処分場等を営む事業者が</u> 申請者となる場合があります。
- ○国土交通省「盛土規制法パンフレット」

URL: https://www.mlit.go.jp/toshi/web/content/001603830.pdf

- ③「3 工事施行者住所氏名」
 - ・工事施行者の住所氏名を記入してください。
- ④「4 土地の所在地及び地番(代表地点の緯度経度)」
 - ・申請地内の全ての土地について、地番まで記入してください。
 - ・筆数が多く、記入欄に書ききれない場合、別紙を作成してください。
 - ・代表地点の緯度経度は申請地の中心地点を基本とし、秒については小数第二位を四捨五入 し、小数第一位までを記入してください。
- ⑤「5 土地の面積」
 - ・許可申請に関連のある土地の総面積であって、盛土、切土又は土石の堆積を行わない道 路、法面等を含みます。 ※切土・盛土をするために必要となる施設等を含む

- ⑥「8 盛土のタイプ」
 - ・盛土のタイプは次の分類から選択してください。(複数選択可)
 - (1) 平地盛土: 勾配 1/10 以下の平坦地において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しない
 - (2) 腹付け盛土: 勾配 1/10 超の傾斜地盤上において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しない
 - (3) 谷埋め盛土: 谷や沢を埋め立てて行う盛土
 - ⑦「9 土地の地形」
 - ・「渓流等」として定める土地は次に該当するものをいいます。 (政令第7条第2項第2 号、省令第12条)
 - (1) 山間部における、河川の流水が継続して存する土地
 - (2) 山間部における、地形・草木の生茂の状況が(1) の土地に類する状況を呈している土地
 - (3) (1)、(2)の土地及びその周辺の土地の地形から想定される集水地域にあって、雨水や その他の地表水が集中し、又は地下水が湧出するおそれが大きい土地
 - ・「渓流等」の範囲とは、渓床10度以上の勾配を呈し、0次谷を含む一連の谷地地形であり、その底部の中心線からの距離が25メートル以内の範囲を基本とします。

渓流等の参考範囲は下記の秋田県ホームページで公表しています。

○秋田県「宅地造成及び特定盛土等規制法(通称「盛土規制法」)トップページ」

URL: https://www.pref.akita.lg. jp/pages/archive/85540

なお、上記は国土交通省の河川データを基に範囲を示しているものであり、これに記載のない渓流については、実際の申請の際に各窓口にご相談ください。

- ⑧「10 工事の概要」(土石の堆積(様式第四)の場合は「7工事の概要」)
 - イ 盛土又は切土の高さ・土石の堆積の最大堆積高さ
 - ・「<u>1-2</u> 許可を要する工事」の対象規模の盛土、切土又は盛土と切土を同時に行う場合に該当する最大高さ及び土石の堆積を行う場合の最大高さを記入してください。 最大高さは、現況地盤面と造成後の地盤面の差が最も大きくなる箇所です。
 - ロ 盛土又は切土をする土地の面積・土石の堆積を行う土地の面積
 - ・実際に盛土、切土又は土石の堆積を行う土地の面積で、手数料の額を判定する面積と なります。
 - ワ 工程の概要(土石の堆積(様式第四)の場合はカ)
 - ・工程表を添付してください。
- ⑨「11 その他必要な事項」(土石の堆積(様式第四)の場合は「8その他必要な事項」)
 - ・他法令による許認可の状況をすべて記入してください。

4-3 許可申請に必要な書類等

法第12条第1項及び第30条第1項に基づく、宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可申請に必要な書類及び図面は、下表のとおりです。

なお、必要により、その他の書類及び図面の添付を求める場合があります。

また、各種様式は下記の秋田県ホームページで公表しています。

○秋田県「宅地造成及び特定盛土等規制法(通称「盛土規制法」)トップページ」

URL: https://www.pref.akita.lg. jp/pages/archive/85540

【許可申請に必要な書類等】 (※チェックリストとしてお使いください。)

		申収の行 版 校 子 中 7000		⊵		tt de	
No.	書類の名称	様式	内容等	宅地造成、 特定盛土等	土石の堆積	備考	Ø
1	宅地造成又は特定盛土等に関する 工事の許可申請書	様式 第二	・申請者、工事の概要等を記載	要	-	(省令第7条第1項)	
2	土石の堆積に関する工事の 許可申請	様式 第四	・申請者、工事の概要等を記載	-	要	(省令第7条第2項)	
3		- 参考	• 卒業証明書	要 <備考に記	要<備考に記	高さが5mを超える擁壁の設置 盛土又は切土をする土地の面積が 1.500mを超える土地における排水施設の	
5	設計者の資格証明書	様式 (2)	実務経験証明書資格、免許等の写し	、明ちに記載の設計を 行う場合>	載の設計を行う場合>	設置 (※設計者の資格は、手引3-3を参照のこと) (政令第21条第2条、省令第35条)	
5			・責任、光計等の多り			W DAZ TARZAC E DROOK	
		_	操壁又は崖面崩壊防止施設の概要 (注1) ・構造計画、応力算定及び新面算定	要 <備考に該 当する場合 >	要 <備考に該 当する場合 >	・鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造 の操撃を設置する場合 (省令第7条第1項第2号) ・建面崩壊防止施設の場合 (政令第14条、省令第31条)	
6	6 構造計算書	_	・掲書の概要、構造計画、応力算定 及び断面計算等	-	要 <備考に該 当する場合 >	・土石の堆積を行う面(銅板等を使用したものであって、勾配が10分の1 以下であるものに限る)を有する堅固な構造物、又は、堆積した土石の滑動を防ぐため又は滑動する堆積した土石を支えるための構造物を寄る場合((省令第7条第2項第2号、第32条)	
		_		-	要 <備考に該 当する場合 >	・ 堪様した土石の周囲にその高さを超える銅 矢板等の設置指置を講する場合 (省合第7条第2項第3号、第34条第 1項第1号)	
		_	・ 土質試験その他の調査	要 <備考に該 当する場合 >	-	・災害の生じるおそれが特に大きい土地において、高さ15mを超える 壁土をする場合 (省令第7条第1項第3号)	
7	地盤、崖面及び渓流等における盛 土の安定計算書		・工質試験をの他の調査 ・試験に基づく地質の安全計算を記載した安定計算書			・崖面を擁壁で覆わない場合 (省令第7条第1項第4号)	
		_		-	要 <備考に該 当する場合 >	・渓流等において盛土をする場合 (政令第7条第2項第2号)	
8	大臣認定擁壁認定書	_	・計画条件が認定条件を満足していることが 分かる書類	要 <備者に該 当する場合 >	要 <備考に該 当する場合 >	・鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造 又は間知石練積み造その他練積み造 <mark>以外の</mark> 排壁で国土交通大臣がこれらの擁壁と同等以 上の効力があると認めるものを設置する場合 (政令第17条)	
	□ 工事主の資力・信用に関する書類	様式第三	• 資金計画書(宅地造成、特定盛土等)	要	_	(省令第7条第1項第9号)	
9	<共通>	様式 第五	・資金計画書(土石の堆積)	-	要	(省令第7条第2項第7号)	

	SD ST OFF Liv		×	分			
No.	書類の名称	様式	内容等	宅地造成、 特定盛土等	土石の堆積	備考	Ø
10	工事主の資力・信用に関する書類 〈個人〉	-	・住民票又は個人番号カードの写し	要 要 <個人の場	<個人の場	・個人番号カードの写しの場合は番号を黒塗 りしたもの (省令第7条第1項第7号、第7条第2項第5 号)	
11		-	・直前2年間の所得税の納税証明書	合>	合>	(細則第3条第1号)	
12		-	• 登記事項証明書			(省令第7条第1項第8号イ、第7条第2項第 6号イ)	
13	工事主の資力・信用に関する書類 <法人>	_	・役員の住民票又は個人番号カード の写し	要 <法人の場 合>	要 <法人の場 合>	・個人番号カードの写しの場合は番号を黒塗 りしたもの (省令第7条第1項第8号ロ、第7条第2項第 6号ロ)	
14		_	直前2年間の貸借対照表、損益計算書、株主 資本等変動計算書、個別注記表、法人税の納 税証明書及び事業経歴書	J,	ĵ,	(細則第3条第2号)	
15		-	・工事施工者の登記事項証明書				
16	工事施工者の能力に関する書類	-	・工事施工者の事業経歴書	要 <必要に応じて>	要 <必要に応じて>	(細則第3条第5号)	
17		-	工事施工者の建設業許可証明書				
18	申請及びその周辺の写真	-		要	要	(省令第7条第1項第6号、第7条第2項第4号)	
19	土地の権利者の同意書	_	・宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事区域内の土地について、造成事業の施工の妨げとなる権利を有する者の同意書・上記問意書に押印した印鑑の印鑑証明書	要交	88 2	・妨げとなる権利とは、所有権、永小作権、 地上権、貸債権、領権等がある (省令第7条第1項第10号、第7条第2項第 8号)	
20	土地の公図の写し	-	・工事に関する土地の境界(赤枠で 囲むこと) ・工事に関する土地の地番	18 9 X	HBX	・謄写者、謄写場所、謄写年月日を 記入すること (省令第7条第1項第10号、第7条第 2項第8号)	
21	土地登記事項証明書	_	・宅地造成、特定盛土等及び土石の 推積に関する工事の施工区域内の土 地登記事項証明書	要	敏	・申請時直前のものであること (省令第7条第1項第10号、第7条第 2項第8号)	
22	住民への周知措置を講じたことを 証する書類	_		要	要	<住民周知の範囲> (省令第6条、第7条第1項第11号、 第7条第2項第9号)	
23	藍約書	参考 様式 (1)	・破産手続きの決定を受けて復権を 得ない者等に該当しないことの誓約 ・暴力団員との関係を有しないこと の誓約	要	要	(省令第7条第1項第12号、第2項第10号)	
24	他法令に基づく許認可等の写し		・他の法令で許認可等を要する時は、それら の許認可等を証する書類	要	要	(省令第7条第1項第12号、第2項第10号)	
25	委任状	_	・代理人が申請を行う場合、当該代理人へ委任を行う旨を記載した書類	要 <代理人が 申請する場 合>	要 <代理人が 申請する場 合>	※他の手続きにおいても代理人が手続きを行う場合は委任状を提出すること。	

- (注1) 崖面崩壊防止施設の概要が分かる資料には、「擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なう事象 (盛土又は切土をした後の地盤の変動、地盤の内部への地下水へ侵入又はその他、擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なう事象)」が分かる書類を添付してください。
- (注2) 工事主が法人の場合の住民票等の提出を求める役員の範囲については、法人の業務を執行する者及び事業について決定権を持つ 者を対象とします。 (例:株式会社における取締役など)

【許可申請に添付する図面】 (※チェックリストとしてお使いください。)

省令第7条第1項第1号、第7条第2項第1号

				区分			
No.	図面の名称	明示すべき事項	縮尺	宅地造成、 特定盛土等	土石の堆積	備考	V
1 (位置図	・方位、道路及び目標となる地物	1/10,000 以上	要	要		
2 ±	地形図	・方位及び土地の境界線(赤枠で囲むこと)	1/2,500 以上	要	要	・等高線は、2メートルの標高差を示すものとすること	
3 3		・方位及び土地の境界線並びに盛土又は切土をする土地の部分 ・産、揮撃、崖面崩壊筋止施設、排水施設及び地 滑り防止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土 留めの位置	1/2,500 以上	要	-	・断面図を作成した簡所に断面図と照合できるように記号を付すると。 ・植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その場を付すると。 ・排壁、庫面崩壊が止施設及び排水施設については、申請書と照合できるように番号を付すること。	
0 -		・ 方位及び土地の境界線並びに勾配が1/10を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該配置の内容・空地の位置、柵その他これに頼するものを設置する位置。あれその他の地表水を有効に非除する措置を講する位置及び当該措置の内容・ 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講する位置及び当該措置の内容	1/500 以上	_	要	・断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すると。 ・空地、雨水その他の地表水による堆積した土石の前様を防止する措置及び堆積した土石の前様を防止する措置に入また。 ・空は、申請書と照合できるように番号を付すること。	
		・盛土又は切土をする前後の地盤面	1/2,500 以上	要	_	・高低差の著しい箇所について作成するこ と。	
4 =	土地の断面図	・土石の堆積を行う土地の地盤面	1/500 以上	_	要	・申請書の土石の堆積の最大堆積高さ及び土 石の堆積を行う土地の最大勾配が照合できる ように作成すること。	
5 ł		・排水施設の位置、種類、材料、形状、内のり寸法、勾配、水の流れの方向、吐き口の位置及び放流先の名称	1/500 以上	要	_	・汚水、雨水を区別すること。 ・流量計算書及び流域図を添付すること。 ・ 流量計算書及び流域図を添付すること。 ・ 土石の堆積については、「3 土地の平面図」に記載すること。	
6	崖の断面図	・崖の高さ、勾配及び土質(土質の種類が2以上 であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚 さ)、盛土又は切土をする前の地盤面並びに崖面 の保護の方法		要	_	・撓壁で覆われる崖面については、土質に関する事項は示すことを要しない。	
7 ‡	擁壁の断面図	・ 接壁の寸法及び勾配、接壁の材料の種類及び寸法 法 ・ 裏込めコンクリートの寸法 ・ 透水層の位置及び寸法 ・ 接壁を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質 並びに基礎ぐいの位置、材料及び寸法	1/50以上	要	推積した土石の崩壊に伴う土砂の崩壊に伴う土砂の消置 出を防止する措置として設置する場合は要	コンクリート接壁の場合は、構造計算書を 添付すること。	
8 #	擁壁の背面図	・擁壁の高さ、水抜穴の位置、材料及び内径並び に透水層の位置及び寸法	1/50 以上	要	_		
	崖面崩壊防止施設 の断面図	・ 崖面崩壊防止施設の寸法及び勾配・ 崖面崩壊防止施設の材料の種類及び寸法	1/50 以上	要	_		
	崖面崩壊防止施設 の背面図	・崖面崩壊防止施設の寸法 ・水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位 圏及び寸法	1/50 以上	要	-	・水抜穴及び透水層に係る事項については、 必要に応じて記載すること。	
11 1	排水施設構造図	• 構造詳細図	1/50	要	_	・土石の堆積の場合は、「3 土地の平面図」 に記載した排水措置に関して作成すること。	
12 3	求積図	・許可申請に関連のある土地の全面積、盛土又は 切土をする土地の面積	1/500 以上	要	要		

4-4 許可申請手数料

秋田県では、許可申請に係る手数料を条例により下表のとおり定めています。手数料は、収入 証紙または、キャッシュレス決済により、支払いしてください。

※盛土又は切土をする土地の面積及び工事の区分によって手数料の額が異なりますので御注意願います。

(1) 収入証紙の場合

証紙納付書に必要分の秋田県収入証紙を貼り付け、提出してください。

※収入印紙や他県の収入証紙を誤って貼り付けないよう御注意願います。

<秋田県収入証紙売りさばき所>

https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/459

(2) キャッシュレス決済の場合

秋田県では、キャッシュレス決済により納付することも可能です。決済端末の設置箇所は、 各地域振興局総務企画部となっております。

【許可申請手数料(条例別表)】

盛土又は切土をする土地の面積	区 分			
(血上人は労工で) の上地ツノ田(原	宅地造成・特定盛土等	土石の堆積		
500 m以内のもの	16,000 円	11,000円		
500 ㎡を超え、1,000 ㎡以内のもの	27,000 円	13,000 円		
1,000 ㎡を超え、2,000 ㎡以内のもの	39,000 円	16,000 円		
2,000 ㎡を超え、3,000 ㎡以内のもの	57,000 円	19,000円		
3,000 ㎡を超え、5,000 ㎡以内のもの	72,000 円	28,000円		
5,000 ㎡を超え、10,000 ㎡以内のもの	96,000 円	31,000円		
10,000 ㎡を超え、20,000 ㎡以内のもの	150,000円	38,000 円		
20,000 ㎡を超え、40,000 ㎡以内のもの	230,000円	52,000 円		
40,000 ㎡を超え、70,000 ㎡以内のもの	370,000 円	72,000 円		
70,000 ㎡を超え、100,000 ㎡以内のもの	530,000円	100,000円		
100,000 ㎡を超えるもの	690, 000 円	130,000 円		

4-5 標準処理期間

行政手続法第6条の規定に基づき、次のとおり標準処理期間を定めています。

【標準処理期間】

許認可等の種類	標準処理期間
宅地造成、特定盛土等に関する工事の許可	30 日
土石の堆積に関する工事の許可	14 日

(技術的助言より)

- 1. 標準処理期間は、適正な申請を前提としていますので、書類の不備等を補正するために要する期間は含まれません。
- 2. 申請窓口の執務が行われない休日(土曜日・日曜日・国民の祝日に関する法律の休日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日まで)は期間に含まれません。
- 3. 適正な申請であっても、審査のために必要な資料等の提供等を求める場合、その応答があるまでの期間は含まれません。
- 4. 標準処理期間は、申請が提出されてから処分がされるまでの目安ですので、標準処理期間内に必ず処分がなされるとは限りません。

第5章 許可後における留意事項

5-1 許可の条件

本県では工事許可時に次のような許可の条件を付しています。(法第12条第3項、法第30条第3項)

(1) 工事施行中の防災措置

工事にあたっては、災害の防止のため適切な措置を講ずること。

(2) 災害復旧

工事にあたって、災害が発生したとき及び周辺施設等に損傷を与えたときは、直 ちに応急措置をとるとともに、速やかに復旧すること。

(3) 工事施行状況の記録

各工事の施工段階及び工事完成後に明視できない箇所の施行状況の写真、資料等を整備し、必要に応じて提出すること。

コンクリート、鉄筋等は所定の強度、品質が得られるように施工方法、品質管理を 整備し、必要に応じて管理簿等を提出すること。

(4) 工事を中止又は廃止する場合の措置

工事を中止又は廃止するときは、盛土等の崩落等による被害を及ぼさないよう適切 な措置を講ずること。

(5) その他

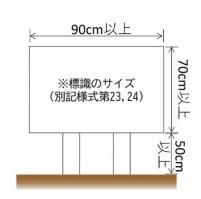
5-2 標識の掲出

工事の許可を受けた工事主は、当該許可に係る土地の見やすい場所に、下表の事項を記載した 標識を掲げる必要があります。 (法第49条)

【標識に記載する事項】

記載	战事 項	様式
1	工事主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	・様式第二十三
2	工事の許可年月日及び許可番号	(宅地造成、特定盛土
3	工事施行者の氏名又は名称	等の場合)
4	現場管理者の氏名又は名称	
(5)	盛土又は切土の高さ/土石の堆積の最大堆積高さ	・様式第二十四
6	盛土又は切土をする土地の面積/土石の堆積を行う土地の面積	(土石の堆積の場合)
7	盛土又は切土の土量/土石の堆積の最大堆積土量	
8	工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日	
9	工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先	
10	許可を担当した都道府県の部局名称及び連絡先	
11)	宅地造成等に関する工事を行う土地の区域の見取図	

<標識のサイズ>



5-3 工事の変更許可申請

許可を受けた工事の計画を変更しようとするときは、秋田県知事の許可が必要となります。 なお、変更許可申請を行う場合は、<u>当該変更に係る部分の面積に応じて</u>、手数料の納付が必要 となります。

【提出が必要な書類】 (※チェックリストとしてお使いください。)

			区分			
No.	書類の名称	の名称 様式 宅地造成、 特定盛土等 土石の堆積		備考	✓	
1	宅地造成又は特定盛土等に関するエ 事の変更許可申請書	様式 第七	要	_	(省令第37条第1項)	
2	土石の堆積に関する工事の変更許可 申請書	様式 第八	_	要	(省令第37条第2項)	
3	工事の計画の変更に伴い内容が変更 となる書類	_	要	要	当該変更に係る事項の新旧を対照したものと すること。 (細則第6条)	

【宅地造成・特定盛土等に関する工事計画の変更許可申請手数料】

次に掲げる額を合算した額

- イ 宅地造成等に関する工事の設計の変更(ロのみに該当する場合を除く。)については、盛土等の土地の面積(ロに規定する変更を伴う場合にあっては変更前の盛土等の土地の面積、盛土等の土地の縮小を伴う場合にあっては縮小後の盛土等の土地の面積)に応じ「4-4許可申請手数料」の額に十分の一を乗じて得た額
- ロ 新たな土地の盛土等の土地への編入に係る宅地造成等に関する工事の設計の変更については、 新たに編入された盛土等の土地の面積に応じ「4-4許可申請手数料」の額
- ハ その他の変更については、一万円

【土石の堆積に関する工事計画の変更許可申請手数料】

次に掲げる額を合算した額

- イ 土砂の堆積に関する工事の設計の変更(ロのみに該当する場合を除く。)については、土石の 堆積の土地の面積(ロに規定する変更を伴う場合にあっては変更前の土石の堆積の土地の面積、 土石の堆積の土地の縮小を伴う場合にあっては縮小後の土石の堆積の土地の面積)に応じ「4-4許可申請手数料」の額に十分の一を乗じて得た額
- ロ 新たな土地の土砂の堆積の土地への編入に係る土砂の堆積に関する工事の設計の変更について は、新たに編入された土砂の堆積の土地の面積に応じ「4-4許可申請手数料」の額
- ハ その他の変更については、一万円

5-4 軽微な変更に関する届出

下表に記載する軽微な変更をしようとするときは、「5-3 工事の変更許可申請」は不要ですが、すみやかに秋田県知事へ届け出る必要があります。

【軽微な変更】

No.	変 更 内 容
1	工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更
2	工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更
	(土石の堆積に関する工事にあっては、変更前の工事予定期間を超えないものに限る。)

【提出が必要な書類】 (※チェックリストとしてお使いください。)

			区分			
No.	書類の種類	様式	宅地造成、 特定盛土等	土石の堆積	備考	V
1	宅地造成等に関する工事の変更届出書	様式 第3	要	要	(細則第7条第1, 2項、 第14条第1, 2項)	

5-5 工事の中止に関する届出

許可を受けた工事を中止するときは、すみやかに秋田県知事へ届け出てください。

【提出が必要な書類】 (※チェックリストとしてお使いください。)

			区分			
No.	書類の種類	様式	宅地造成、 特定盛土等	土石の堆積	備考	☑
1	工事中止届出書	参考 様式 (5)	要	要		

5-6 提出部数

「5-3」から「5-5」に係る各提出書類の提出部数は以下のとおりです。なお、申請・届出内容について各窓口へ事前にご連絡のうえ、電子メールによる提出も可能とします。その際は、提出先メールアドレスを各窓口担当者へご確認ください。(電子メールの場合は提出部数は1部)

【提出部数】

区分	提出部数
正本	1部
副本	1部 ※ただし5-3の変更許可申請に係るものは2部
合計	2部 ※ただし、5-3の変更許可申請に係るものは3部

第6章 検査・定期報告

許可後における工事の進捗や安全性等の確認のため、特定の工事工程実施後や、着手後一定期間 の経過後に、次に記載する検査の受検や報告書の提出が必要となります。

なお、各検査の受検や報告に当たっては、<u>「宅地造成及び特定盛土等規制法に係る工事完了検査</u> 等事務処理要領」及び、「6-5 検査・定期報告時の留意事項」の確認・遵守をお願いします。

6-1 中間検査申請

下表に記載する規模の工事において、盛土前又は切土後の地盤面に暗渠排水施設を設置する工事を行った段階で、当該工程に関する中間検査申請に基づく中間検査を受ける必要があります。

中間検査は、施工後では確認することのできない箇所について行う検査であり、盛土及び切土の安定性に関わる重要な検査となります。中間検査後の工程に係る工事(当該暗渠排水施設の周囲を砕石その他の資材で埋める工事)は、中間検査合格証の交付を受けた後でなければできません。また、中間検査の結果により是正対策が必要と判断される場合は、是正後に改めて再検査を実施し、検査完了後に次の施工工程に進むこととなります。

【中間検査を要する工事の対象規模等】

行為	中間検査を要する規模	対象工程	申請時期
宅地造成又は特定 盛士等	① 盛土で高さ 2m 超の崖を生ずる もの	盛土前又は切土後の 地盤面に暗渠排水施	暗渠排水施設設置工 事完了から4日以内
	② 切土で高さ 5m 超の崖を生ずる もの	設を設置する工事の 工程	(省令第 45 条)
	③ 盛土と切土を同時に行って、 高さ 5m 超の崖を生ずるもの (①、②を除く)		
	④ 盛土で高さ5mを超えるもの (①、③を除く)		
	⑤ 盛土又は切土の面積3,000 ㎡を超えるもの(①~④を除く)		

【中間検査に係る提出書類】 (※チェックリストとしてお使いください。)

No.	書類の名称	様式	内容	備考	
1	宅地造成又は特定盛土等 に関する工事の中間検査 申請書	様式 第十三			
2	平面図	_	・検査対象工程に係る工事の内容 を明示したもの。		

※都市計画法開発行為の申請を各市に申請している場合、中間検査は開発行為の申請先の市が行います。

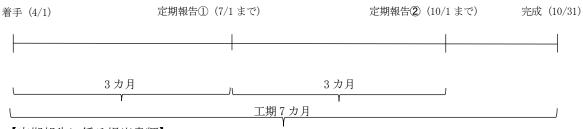
6-2 定期報告

定期報告は、工事の着手後3カ月ごとに、その進捗状況等について定期報告書を用いて報告を 行うものです。定期報告の結果により、対策が必要と判断される場合は、必要な対策を講じなけ ればなりません。

【定期報告を要する工事の対象規模等】

行為	報告を要する規模	報告時期
宅地造成又は特定 盛土等	 盛土で高さ 2m 超の崖を生じるもの 切土で高さ 5m 超の崖を生じるもの 盛土と切土を同時に行って、高さ 5m 超の崖を生じるもの(①、②を除く) 盛土で高さ 5m を超えるもの(①、③を除く) 盛土又は切土の面積 3,000 ㎡を超えるもの(①~④を除く) 	工事着手日か ら3カ月目に 当たる日ま で。(省令第49 条) ※上記期限日
土石の堆積	①堆積の高さ 5m 超かつ面積 1,500 ㎡超 ②堆積の面積 3,000 ㎡(①を除く)	から概ね7日 以内の状況を 報告するこ と。

<定期報告時期イメージ(例)>



【定期報告に係る提出書類】 (※チェックリストとしてお使いください。)

No.	書類の名称	様式	内容	備考	
1	宅地造成又は特定盛土等に 関する工事の定期報告書	様式 第6		・宅地造成又は特 定盛土等	
2	土石の堆積に関する工事の 定期報告書	様式 第 7		・土石の堆積	
3	写真	_	・報告の時点における盛土、 切土又は土石の堆積をして いる土地及びその付近の状 況を撮影したもの		
4	進捗が確認できる図面等	_	・申請時の提出図面で施工済の箇所を着色等し明示・写真の撮影方向を表示		

※都市計画法開発行為の申請を各市に申請している場合、定期報告は開発行為の申請先の市へ提出してください。

6-3 完了検査申請・確認申請

工事の完了後、当該工事が許可の内容に適合していることを判定するため、宅地造成又は特定 盛土等に関する工事については完了検査の申請に基づく完了検査、土石の堆積に関する工事(堆 積した全ての土石を除却するものに限る。)については確認申請に基づく確認を行います。

【完了検査申請・確認申請に係る提出書類】(※チェックリストとしてお使いください。)

No.	書類の名称	様式	備考	申請時期	Ø
1	宅地造成又は特定盛土等に 関する工事の完了検査申請 書	様式 第九	・宅地造成又は特定盛 土等の場合	工事完了から4日以内	
2	土石の堆積に関する工事の 確認申請書	様式 第十一	・土石の堆積の場合	(省令第 39 条、42 条)	

6-4 提出部数

「6-1」から「6-3」に係る各提出書類の提出部数は以下のとおりです。なお、内容について各窓口へ事前にご連絡のうえ、電子メールによる提出も可能とします。その際は、提出先メールアドレスを各届出窓口担当者へご確認ください。(電子メールの場合は提出部数は1部)

※工事区域が複数の市町村にまたがる場合、またがる市町村の数に応じて以下に示す提出部数に 追加して提出してください。

【提出部数】

区分	提出部数
正本	1 部
副本	1 部
合計	2 部

6-5 検査・定期報告時の留意事項

検査・定期報告は、工事全般に対して効率的かつ確実に行い、その実施に当たっては、特に、 次の各事項に留意する必要があります。詳しくは、宅地造成及び特定盛土等規制法に係る工事完 了検査等事務処理要領を参照願います。

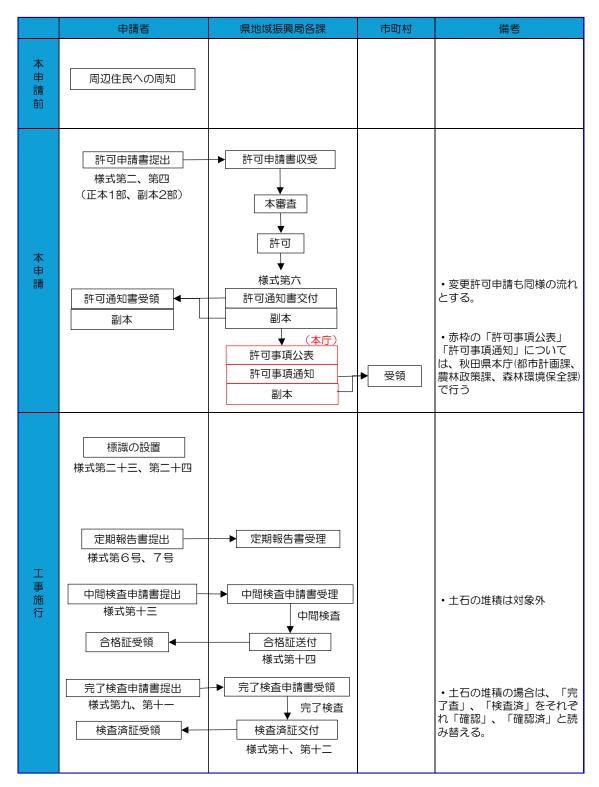
- (1) 工事内容、堆積形状、出来形等について裏付けとなる関係図書を整備すること。
- (2) 写真の撮影に当たっては、工事着手前の状況及び工事中における構造物の床掘・型枠・コンクリート等の施工状況、形状寸法などが確認できるように撮影すること。
- (3) 検査日の調整に当たっては、十分な期間を取って日程調整を行うこと。
- (4)検査に当たっては、工事の責任者等工事内容を説明できる者が立ち会うこと。
- (5) 工事の途中において行う中間検査は、進捗状況、工程等を考慮して適切な時期に行うこと。

- (6) 土石の堆積の場合は、堆積した土石の運用状況を正確に報告し、計画から逸脱していないか確認できること。
- (7) 検査・定期報告の結果、不適当な箇所がある場合には、速やかに必要な対策を講じ、再度、検査・確認を受けること。

第7章 申請手続きの流れ

申請~検査済証交付までの流れは下表のとおりです。

なお、必要に応じて、申請前に事前に相談を行って下さい。



第8章 宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の届出

8-1 特定盛土等規制区域における工事に関する届出

特定盛士等規制区域において、下表の規模の工事(許可申請が必要な規模より小規模な工事)を行う場合には、法第 27 条第 1 項の規定に基づき、当該工事に着手する日の 30 日前までに秋田県知事への届出が必要となります。(「1-2 許可を要する工事」に記載する許可申請対象の工事を除く)

なお、許可申請と異なり、手数料の納付は不要です。

【届出が必要な工事】

区域	行為	規模
特定盛土等規制	宅地造成、	①盛土で、高さが 1mを超える崖を生ずるもの
区域	特定盛士等	②切土で、高さが 2mを超える崖を生ずるもの
		③切土と盛土を同時に行う場合、盛土の高さが 1m以下であっても、切土と合わせて 高さが 2mを超える崖を生ずるもの
		④①、③に該当しない盛土で、高さが 2mを超えるもの
		⑤①~④に該当しない盛土又は切土で、当該盛土又は切土をする土地の面積が 500 ㎡ を超えるもの
	土石の堆積	①高さが 2mを超える土石の堆積であって、当該土石の堆積を行う土地の面積が 300 ㎡を超えるもの
		②①に該当しない土石の堆積であって、当該土石の堆積を行う土地の面積が 500 ㎡を 超えるもの

【届出に必要な書類】 (※チェックリストとしてお使いください。)

			×	分			
No.	書類の名称	様式	宅地造成、 特定盛土等	土石の堆積	備考	V	
1	特定盛土等に関する工事の届出書	様式 第十九	要	_	(省令第58条第1項)		
2	土石の堆積に関する工事の届出書	様式 第二十	_	要	(省令第58条第2項)		
3	届出地及びその周辺の写真	_	要	要			
4	住民票又は個人番号カードの写し	_	要 <個人>	要 <個人>	・個人番号カードの写しの場合は番号を 黒塗りしたもの		
5	法人の登記事項証明書	_					
6	役員の住民票又は個人番号カードの 写し	_	要 <法人>	要 <法人>	・個人番号カードの写しの場合は番号を 黒塗りしたもの		
7	その他、添付を要する図面	_		第4章「4-3 許可申請に必要な書類等」 【許可申請に添付する図面】と同様			

8-2 標識の掲出

工事の届出をした工事主は、当該届出に係る土地の見やすい場所に、下表の事項を記載した標識を掲げなければなりません。

【標識に記載する事項】※標識のサイズは「5-2 標識の掲出」に掲載したものと同様です。

記載事項	様式
① 工事主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	・様式第二十三
② 工事の届出年月日	(宅地造成、特定盛土
③ 工事施行者の氏名又は名称	等の場合)
④ 現場管理者の氏名又は名称	
⑤ 工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日	・様式第二十四
⑥ 宅地造成等に関する工事を行う土地の区域の見取図	(土石の堆積の場合)
⑦ 盛土又は切土の高さ/土石の堆積の最大堆積高さ	
⑧ 盛土又は切土をする土地の面積/土石の堆積を行う土地の面積	
⑨ 盛土又は切土の土量/土石の堆積の最大堆積土量	
⑩ 工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先	
⑪ 届出を担当した都道府県の部局名称及び連絡先	

8-3 工事の変更届出

届出をした工事の計画を変更しようとするときは、法第28条第1項の規定に基づき、当該変更後の工事に着手する30日前までに秋田県知事へ届け出る必要があります。

【届出に必要な書類】 (※チェックリストとしてお使いください。)

		134 5	×	[分		
No.	書類の名称	様式	宅地造成、 特定盛土等	土石の堆積	備考	V
1	特定盛土等に関する工事の変更届出書	様式 第二十一	要	_	(省令第G1条第1項)	
2	土石の堆積に関する工事の変更届出書	様式 第二十二	_	要	(省令第61条第2項)	
3	工事の計画の変更に伴い内容が変更となる書 類	_	要	要	当該変更に係る事項の新旧を対照したものとすること。 (細則第6条)	

8-4 工事の完了に関する届出

届出をした工事が完了したときは、すみやかに秋田県知事へ届け出てください。。

【提出が必要な書類】 (※チェックリストとしてお使いください。)

	ENT o CTIE	+*	区分		111-147	
No.	書類の名称	様式	宅地造成、 特定盛土等	土石の堆積	備考	V
1	工事完了届出書	参考 様式 (4)	要	要		

8-5 工事の中止に関する届出

届出をした工事を中止しようとするときは、すみやかに秋田県知事へ届け出てください。

【提出が必要な書類】 (※チェックリストとしてお使いください。)

	きゃったが	124 - 15	×	分	144-44	_
No.	書類の名称	様式	宅地造成、 特定盛土等	土石の堆積	備考	V
1	工事中止届出書	参考 様式 (5)	要	要		

8-6 提出部数

「8-1」及び「8-3」から「8-5」に係る各提出書類の提出部数は以下のとおりです。なお、届出内容について各窓口へ事前にご連絡のうえ、電子メールによる提出も可能とします。その際は、提出先メールアドレスを各届出窓口担当者へご確認ください。(電子メールの場合は提出部数は1部)

【提出部数】

区分	提出部数
正本	1部
副本	1部※ただし8-1及び8-3に係るものは2部
合計	2部※ただし8-1及び8-3に係るものは3部

第9章 その他届出を要する工事等

9-1 区域指定の際に既に行われている工事に関する届出

宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の指定の際、当該規制区域内において<u>既に行われている、宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する一定規模の工事</u>(注1)は、法第21条第1項又は第40条第1項の規定に基づき、<u>その指定があった日から21日以内に秋田県知事へ届け出る必要があります。</u>

注1:一定規模の工事とは、「1-2 許可を要する工事」及び「1-3 届出を要する工事」に該当するものをいいます。

【届出に必要な書類】 (※チェックリストとしてお使いください。)

		124 15	区分			_
No.	書類の名称	様式	宅地造成、 特定盛土等	土石の堆積	備考	V
1	宅地造成又は特定盛土等に関する工事 の届出書	様式 第十五	要	_	(省令第52条第1項、第82条第1項)	
2	土石の堆積に関する工事の届出書	様式 第十六	_	要	(省令第52条第3項、第82条第2項)	

なお、工事の規模が「6-2 定期報告」に掲載した、定期報告が必要な対象規模を超える場合は、上記届出書と合わせて以下の図面等を添付してください。

【添付を要する図面等】(※チェックリストとしてお使いください。) (省令第52条第2項、第4項)

			×	:分		
No.	図面の名称	明示すべき事項	宅地造成、 特定盛土等	土石の堆積	備考	V
1	位置図	・縮尺、方位、道路及び目標となる地物	要	要		
2	地形図	・縮尺、方位及び土地の境界線(赤枠で囲むこと)	要	要	・等高線は、2メートルの標高差を示すものとすること	
		・縮尺、方位及び土地の境界線並びに盛土又は切土をする土地の部分 ・庫、揀壁、庫面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り防止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土	要	_	・植栽、芝張り等の措置を行う必要が ない場合は、その旨を付すること。	
3	土地の平面図	・縮尺、方位及び土地の境界線並びに勾配が1/10 を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講する位置及び当該措置の内容・空地の位置、柵その他のこれに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講する位置及び当該措置の内容・ ・	-	要		
4	届出地及びその周 辺の写真		要	要		

9-2 擁壁等の全部又は一部の除去工事に関する届出

宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域内において、<u>擁壁若しくは崖面崩壊防止施設</u>で高さが2mを超えるもの、地表水等を排除するための排水施設又は地滑り抑止ぐい等の全部又は一部を除却する工事(注1)を行う場合、法第21条第3項又は第40条第3項の規定に基づき、当該工事に着手する日の14日前までに、秋田県知事への届出が必要となります。

注1: 法第12条第1項及び第30条第1項に基づく許可(第4章参照)を受けたもの、同第27 条第1項に基づく届出(第8章参照)をしたものは除きます。

【届出に必要な書類】 (※チェックリストとしてお使いください。)

No.	書類の名称	様式	備考	V
1	擁壁等に関する工事の届出	様式 第十七	(省令第55条、第85条)	

9-3 公共施設用地の転用に関する届出

宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域内において、公共施設用地を宅地又は農地等 に転用した者(注1) は、法第21条第4項又は第40条第4項の規定に基づき、その転用した日 から14日以内に、秋田県知事へ届け出る必要があります。

注1: 法第12条第1項及び第30条第1項に基づく許可(第4章参照)を受けたもの、同第27 条第1項に基づく届出(第8章参照)をしたものは除きます。

【届出に必要な書類】 (※チェックリストとしてお使いください。)

No.	書類の名称	様式	備考	
1	公共施設用地の転用の届出書	様式 第十八	(省令第56条、第86条)	

9-4 工事の変更届出

「9-1」及び「9-2」に掲げる工事の計画を変更しようとするときは、当該変更後の工事に着手する 14 日前までに秋田県知事へ届け出てください。なお、変更として認められるものは、「5-4 軽微な変更に関する届出」に記載される項目です。

【届出に必要な書類】 (※チェックリストとしてお使いください。)

No	事業の名称	144_D	区分		###	_	
No.	書類の名称	様式	宅地造成、 特定盛土等	土石の堆積	擁壁等	備考	V
1	軽微な変更の届出(その他届出)	参考 様式 (6)	要	要	要		

9-5 工事の完了に関する届出

「9-1」及び「9-2」に掲げる工事が完了したときは、すみやかに秋田県知事へ届け出てください。

【届出に必要な書類】 (※チェックリストとしてお使いください。)

		+*-		区分			
No.	書類の名称	様式	宅地造成、 特定盛土等	土石の堆積	擁壁等	備考	Ø
1	工事完了届出書	参考 様式 (4)	要	要	要		

9-6 工事の中止に関する届出

「9-1」及び「9-2」に掲げる工事を中止しようとするときは、すみやかに秋田県知事へ届け出てください。

【届出に必要な書類】 (※チェックリストとしてお使いください。)

No.	書類の名称		区分				_
			宅地造成、 特定盛土等	土石の堆積	擁壁等	備考	V
1	工事中止届出書	参考 様式 (5)	要	要	要		

9-7 提出部数

「9-1」から「9-6」に係る各提出書類の提出部数は以下のとおりです。なお、届出内容について各窓口へ事前にご連絡のうえ、電子メールによる提出も可能とします。その際は、提出 先メールアドレスを各届出窓口担当者へご確認ください。(電子メールの場合は提出部数は1部)

【提出部数】

区分	提出部数
正本	1 部
副本	1部※ただし9-1に係るものは2部
合計	2部※ただし9-1に係るものは3部

秋田県

建設部都市計画課

〒010-8570 秋田県秋田市山王四丁目1番1号

電 話 番 号 018-860-2441

FAX 番 号 018-860-3845

メールアドレス Toshikeikakuka@pref.akita.lg.jp

農林水産部農林政策課

〒010-8570 秋田県秋田市山王四丁目1番1号

電 話 番 号 018-860-1728

FAX番号 018-860-3842

メールアドレス nourinseisaku@pref.akita.lg.jp

農林水産部森林環境保全課

〒010-8570 秋田県秋田市山王四丁目1番1号

電 話 番 号 018-860-1942

FAX番号 018-860-3899

メールアドレス forest@pref.akita.lg.jp